

平成21年度信濃川河川事務所河川愛護モニター応募要綱

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、河川愛護モニター制度を設けております。

今般、河川行政における地域との交流が益々重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募いたします。

1. 応募資格

下記の要件を満たす方に委嘱するものとします。

大河津分水路より上流の信濃川（十日町市：宮中ダムまで）・魚野川（南魚沼市：八海橋まで）に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、下記2.の活動内容を実行できる満20才以上の健康な方で、河川よりおおむね5km以内に居住の方とします。

ただし、5km以上であっても、活動内容を実行可能な方の応募も可とします。

河川愛護モニターとして、以下の心得を遵守することができる方。

- 一．河川愛護モニター（以下、モニターという）は、河川管理や河川の状況に関して日常知り得た情報を河川管理者に提供しよう努めること。
- 一．モニターは、河川管理や河川の状況に関して地域の方々の要望等にも注意し、知り得た情報を河川管理者に伝えるよう努めること。
- 一．モニターは、より良い河川環境の創出のために、河川管理者とともに河川愛護の普及啓発に努めること。
- 一．モニターは、違法行為を発見した場合には、直接的な警告等を行わず、必ず河川管理者に連絡すること。
- 一．モニターは、河川行政に関する住民モニターとして公正に活動し、地域の公利に反する活動や営利目的等に係る活動・発言は厳に慎むこと。

2. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を住民モニターとして河川管理者に提供することを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に報告（月に1回の定期報告と随時報告）することが主です。

近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望等を認めた場合
河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
特に、河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加

なお、モニターの方からの報告は、公開する場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。（余暇時間等で対応できるような範囲です。）

3. 活動範囲

大河津分水路より上流の信濃川・魚野川沿川で、原則としてモニターの居住する市町村の区域内を活動範囲とします。

4. 委嘱方法と任期

信濃川河川事務所河川愛護モニターは、北陸地方整備局信濃川河川事務所長より委嘱させていただきます。

任期は平成21年7月1日より平成22年6月30日までの1年間とします。

但し、上記の委嘱期間中であっても、モニターとして心得ておくべき事項を逸脱した活動を行った場合は、解任させていただくことがあります。

5. 募集人員

若干名

6. 手 当

月額 4,580円（通信費程度の活動に必要な実費相当）

7. 選考方法

所要の人数以上に応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考させていただきます。

選考は信濃川河川事務所に設ける選考委員会により行います。

同一区域には、同一の団体（自治会・市民団体等）に所属している方を2名以上は選任いたしません。

モニターには、多数の方になっていただきたく、原則として再任は行いません。

選考結果は郵便にて、6月末日までに応募者に通知いたします。

8. 応募方法

応募要綱に定める内容をご確認いただいたうえで、モニターを希望される方は、「河川愛護モニター応募用紙」「履歴書」に必要事項を記入のうえ、6月15日(月)までに下記の応募先へご応募ください。

なお、応募用紙に記載された内容、履歴書については行政機関個人情報保護法に基づき、目的以外に使用することはありません。

また、河川愛護モニターとして委嘱された方につきましては、別途、詳細な説明会のご案内をさせていただきますが、その際、モニター心得を遵守し、活動する旨の別添様式の宣誓書をご提出いただきますことをご承知おきください。

9. 応募先、問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 占用調整課 瀬谷

(住所) 長岡市信濃1-5-30

Tel (0258) 32-3268

Fax (0258) 34-9040